



# 豊田市文化振興財団の会員登録にあたって

豊田市文化振興財団は、公益財団法人として豊田市における文化および芸術の振興、青少年の健全な育成、生涯学習活動の推進及び国際交流と多文化共生の促進に関する事業を行い、創造性豊かで潤いと活力に満ちた文化都市の実現に寄与することを目的として、交流館をはじめ市内35施設の管理・運営を豊田市より任せられています。

文化芸術部門では、文化活動を通して、子どもから高齢者まですべての世代の市民のみなさまが輝き、個性豊かに活躍できる事業を展開するとともに、人や地域が文化でつながるまちづくりを実践しています。この活動及び趣旨に賛同していただける方を会員として募り、会費を文化事業に充当しています。また、会員の文化活動への支援を行っています。さらに市民団体で構成する豊田文化団体協議会の事務局として、協議会の運営を支援しています。豊田文化団体協議会は、市民のより豊かで文化的なヒューマンライフをめざし、地域で活動する文化団体や個人が連携し、地域の文化振興を図っていくことを目的にたくさんの会員が活動しています。

## みなさまからの会費の用途

- 文化芸術の振興に関する事業
- 文化情報活動に関する事業
- 文化団体の育成に関する事業
- その他豊田市を中心とする文化団体の育成や地域文化の向上に関する事業

## 会費

- 団体会員…入会金1万円(入会時のみ)、年会費1万円(50名までの団体)  
年会費2万円(50名を超え100名までの団体)・年会費3万円(100名を超える団体)
- 個人会員…入会金1千円(入会時のみ)、年会費2千円

## 会員の特典

- 豊田文化情報誌「カレント」(季刊発行/年4回)を提供します。
- 登録団体(個人)の行う事業について豊田市の名義後援等の手続きを代行します。
- 後援事業については、市民文化会館で入場券の一般販売をします。
- 報道機関への情報提供として資料配布のお手伝いをします。
- 他の文化団体との交流が可能となり、活動の範囲が広がります。(年2回、交流会等)

## 入会お申込み・お問い合わせ

公益財団法人豊田市文化振興財団 文化部 文化事業課

〒471-0035 豊田市小坂町12-100 豊田市民文化会館内

Tel (0565) 31-8804

Fax (0565)35-4801

HP <http://www.cul-toyota.com>

E-mail [toyo-cul@city.toyota.aichi.jp](mailto:toyo-cul@city.toyota.aichi.jp)



※事務局所定の入会申込書に必要事項を記入し、文化事業課にご提出ください。



公益財団法人豊田市文化振興財団 入会申込書（一般会員 団体）

申請者	フリガナ 氏 名	
	住 所	(〒 - )
	電話番号	( ) -

下記のとおり一般会員及び豊田文化団体協議会への入会を申請します

フリガナ 団 体 名	(流派)	
フリガナ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	(役職)	(氏名) (雅号)
住 所	(〒 - )	
電 話 番 号	( )	—
携 帯 電 話	( )	—
構 成 員 数	名	
参考データ (任 意)	メールアドレス	
	ホームページ	
	その他	

【事務局欄】

入会承認日	令和	年	月	日	備 考		
入会承認書	/	USB 更新	/	一覧表	/	年会費受取	/

C

文化部長	検討者	担当者

## 団体概要

団体設立年月	
所属する連盟・協会 (所属している場合のみ)	
活動の種類	(例)吹奏楽・日本舞踊
活動拠点 (練習会場)	
定期的な活動日	
定期的な催し (発表会等)	
活動内容	
財団への入会目的	

**登録会員名**

\*この様式に代わる会員名簿でも可

1		26	
2		27	
3		28	
4		29	
5		30	
6		31	
7		32	
8		33	
9		34	
10		35	
11		36	
12		37	
13		38	
14		39	
15		40	
16		41	
17		42	
18		43	
19		44	
20		45	
21		46	
22		47	
23		48	
24		49	
25		50	